ぎふ技術革新センター運営協議会共同研究助成事業助成金交付要綱

（総則）
第１条　この要綱は、ぎふ技術革新センター運営協議会（以下「協議会」という。）が、地域産業の成長分野への展開、産業構造の高度化・多様化に資すると認めた新技術・新製品開発等の共同研究に取り組む者に対して、予算の範囲内で助成する「ぎふ技術革新センター運営協議会共同研究助成事業助成金（以下「助成金」という。）」の交付の申請、交付の決定その他助成金の交付に関し、必要な事項について定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱において、次の各号に掲げる項目については、当該各号に定めるところによる。
一　企業　法人格を有し、会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定された民間会社
二　大学・研究機関等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学、短期大学及び高等専門学校及び県試験研究機関、その他公設試験研究機関等
三　研究会　企業、大学・研究機関等から成る、２者以上で構成されるグループであり、次の要件を満たすもののうち、事務処理体制及び当該グループの存続性等から判断して、ぎふ技術革新センター運営協議会会長（以下「会長」という。）が本事業の実施主体として適当と認めたもの
　イ　当該グループの代表者が、本協議会の特別会員若しくは正会員であること
　ロ　当該グループの活動目的が、本協議会の活動目的に沿うものであること
　ハ　当該グループが行う共同研究において、ぎふ技術革新センター設備機器の活用が図られるものであること。
　ニ　事業の実施に係る助成金交付の窓口となり、かつ、経理を行う事業者をあらかじめ定め、当該事業者が助成金に係る特別の会計を設けて本助成事業であることを明確にしていること。
四　機器利用料　岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成２３年条例第３８号）に基づき岐阜県が徴収する手数料及びぎふ技術革新センター設置機器使用要綱（平成２３年５月３０日施行）、岐阜県試験研究機関開放試験室設置機器使用要綱（平成２３年４月１日施行）に基づき岐阜県が徴収する使用料
五　リサーチアシスタント　申請者が所属する大学等の学生であって、ぎふ技術革新センター運営協議会共同研究助成事業の助成金交付を受けた研究課題を推進するため、研究補助員として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う者。採用や労働条件等は各大学等の定めによる。

（助成交付の対象分野）
第３条　助成金は、前条に定める研究会が行う次の各号に掲げる分野の研究開発事業（以下「助成事業」という。）に対して交付する。
一　航空機・自動車向け軽量強化部材

二　医療機器
三　環境関連製品
四　機械金属
五　その他、会長が必要と認める分野
２　既に国又は地方公共団体等からの補助金等（協議会による他の助成金を含む。）を受けている事業については、本助成金交付事業の対象としないものとする。

（助成限度額等）
第４条　前条の助成金は、研究会が助成事業を行う場合に当該助成事業に要する別表第１に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）について研究会に交付するものとし、その額は、助成対象経費の１０分の１０、年間３００万円の範囲内で会長が定める額とする。

（助成金の交付申請）
第５条　助成金の交付申請をしようとする研究会の代表者（以下、「交付申請者」という。）は、助成金交付申請書に必要な添付書類を添えて、別に定める期日までに、会長に対し提出しなければならない。
２　助成金の交付申請をしようとする事業の助成期間が１年を超える場合は、事業年度（原則として、助成期間の始期から１年ごとの期間をいう。以下同じ。）ごとに助成金の交付申請を行うものとする。
３　交付申請者は、当該交付申請に当たって、当該助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（事業の着手時期）
第６条　事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、事業の性格上又はやむを得ない理由があると会長が特に認めた場合はこの限りでない。
２　前項のただし書により、事業の事前着手を行おうとする交付申請者は、前条第１項の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書を添付するものとする。

（助成金申請の審査）
第７条　会長が必要と認めるときは、助成金申請の採択の適否について審査させるため、審査会を設置することができる。
２　前項の規定により審査会を設置した場合において、会長は、必要に応じ専門家及

び関係試験研究機関の意見を聴取し、審査会の審査に付するものとする。

（助成金の交付決定）

第８条　会長は、第５条の規定により助成金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、又は第７条第１項の規定による審査会の審査の結果に基づき、助成金の交付の決定又は不交付の決定をするものとする。

２　会長は、交付決定に際し助成金の適正な交付のため必要と認めるときは、助成金の交付申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付すことができる。

３　会長は、前項の規定に基づき交付決定を行う場合、第５条第３項の規定により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものは、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

４　会長は、第５条第３項ただし書きの規定による交付申請がなされたものは、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（助成金の交付の条件）

第９条　前条第２項に基づき、会長が交付申請者に対して付す条件は、次のとおりとする。

一　助成事業に要する経費の配分の変更（会長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けること。

二　助成事業の内容の変更（会長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、会長の承認を受けること。

三　助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けること。

四　助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

五　その他会長が必要と認める事項

２　前項の規定による会長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一　別表第１の助成対象経費の欄に掲げる経費のうち、各経費区分の交付決定額の２０パーセント（各経費区分の交付決定額の２０パーセントが３０万円以内であれば３０万円）以内の配分の変更

二　助成金の交付の目的又は助成事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更及び助成事業の細部の変更

３　交付決定額の５パーセント以上の額を岐阜県産業技術総合センターの機器利用料として使用するものとする。ただし会長が認める場合はこの限りではない。

４　会長は、本条第１項各号に規定された承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

（決定の通知）

第１０条　会長は、助成金の交付の決定又は不交付の決定をしたときは、速やかにそ

の決定の内容（条件を付した場合にあっては当該条件を含む。）を交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第１１条　第８条の規定により助成金の交付決定を受けた交付申請者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付決定の日から２０日以内に申請の取下げをすることができるものとする。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第１２条　会長は、助成金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

２　会長が、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

二　助成金の交付の決定後生じた事情の変更により、助成事業者が助成事業を遂行することができない場合（助成事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

３　本条第１項の規定により、交付決定の取り消し等をした場合は、速やかにその決定の内容（条件を付した場合にあっては当該条件を含む。）を助成事業者に通知するものとする。

（助成事業の遂行）

第１３条　助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他本要綱に基づく会長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。また、助成金の他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告）

第１４条　助成事業者は、助成事業の実施状況について、会長が別に定める期日までに、助成事業遂行状況報告書を作成し、会長に提出しなければならない。

２　会長は、前項にかかわらず、必要に応じ助成事業の遂行状況について調査することができる。

（助成事業の遂行等の命令）

第１５条　会長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるとき

は、その者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができるものとする。
２　会長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることができるものとする。
３　会長は、前項の規定により、助成事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、助成事業者が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を会長の指定する日までに執らないときは、第２１条第１項の規定により、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するものとする。

（代表者等の変更届）
第１６条　助成事業者が、代表者又は所在地等を変更したときは、直ちに代表者変更届又は所在地変更届等を会長に提出しなければならない。
２　助成事業者が、合併等により事業を継承したときは、事業継承届を会長に提出しなければならない。

（実績報告）
第１７条　助成事業者は、会長の定めるところにより、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止又は中止の承認を受けたときを含む。）は、助成事業の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて会長に報告しなければならない。
２　前項の実績報告書の提出期限は、助成事業の完了（助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して３０日を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の４月５日のいずれか早い日とする。
　なお、年度内に実績報告書を提出できない場合は、事業完了届を３月末日までに提出するものとする。

（助成金の額の確定等）
第１８条　会長は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に対して通知するものとする。

（是正のための措置）
第１９条　会長は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。
２　第１７条第１項の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

（助成金の交付）
第２０条　助成金は、原則として、第１８条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのちに交付するものとする。
２　助成事業者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）
第２１条　会長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成事業に関して助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又は本要綱に基づく会長の処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
２　前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
３　本条第１項の規定により、交付決定の取り消しをした場合は、速やかにその決定の内容を助成事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）
第２２条　会長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
２　会長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
３　助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに会長に報告しなければならない。
４　会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理及び処分の制限）
第２３条　助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、会長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して会長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。
一　機械及び重要な器具で会長の定めるもの
二　その他会長が助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
２　助成事業者は、助成事業により取得し又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その管理状況を明らかにしておくとともに、助成事業完了後も善良な管理

者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従った効率的運用を図らなければならない。

（立ち入り検査等）

第２４条　会長は、助成金交付事業の適正を期すため必要があるときは、助成事業者に対して報告させ、又は関係職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（書類、帳簿等の整備及び保存）

第２５条　助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、会長の定める期間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第２６条　助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を助成事業年度又は助成事業年度の終了後５年以内に出願、若しくは取得した場合又は産業財産権を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、その旨を会長に報告しなければならない。

（成果の発表）

第２７条　会長は、助成事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、助成事業者に発表させることができるものとする。

（雑則）

第２８条　この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附則

　この要綱は、平成２３年３月１４日から施行する。

附則

　この要綱は、平成２４年５月２８日から施行する。

附則

　この要綱は、令和元年５月２０日から施行する。

附則

　この要綱は、令和２年６月１７日から施行する。

別表第１（第４条関係）

助成対象経費

経費区分	内　　　容
１　原材料費	共同研究を実施するために直接必要な原材料費及び消耗品費。
２　機械装置費	共同研究を実施するために直接必要な機械装置の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費。
３　工具器具費	共同研究を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数１年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費。
４　旅費	共同研究を実施するために必要な研究会員の出張旅費。 なお、出張等の承認、出張依頼の書面及び出張報告書を作成・保管すること。
５　役務費	共同研究を実施するために直接必要な分析、器具機械の保守等の経費。なお、作業内容が明確に定まった業務を対象とする。（例：成分分析又は機械保守等に関する単価による算出が明確なもの。） 共同研究への協力（資料整理、実験補助、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金等の経費。 依頼試験及び開放機器として拠点設備を利用した際に発生する機器利用料等の経費。
６　委託費	共同研究を実施するために必要な作業において、研究内容の一部を外部に委託する経費。 また、委託を行う際には委託契約書を作成し、産業財産権等の秘密の保持等について規定すること。
７　その他	大学等が採用するリサーチアシスタントの経費。 共同研究を実施するために会長が特に必要と認める経費。

※次に掲げるものに該当する経費は、助成対象経費とはならない。

（１）人件費（大学等が採用するリサーチアシスタントの経費は除く）

（２）使用実績の把握が困難な原材料、消耗品等